

## 【保育課関係】



「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」 比較表（下線部：変更箇所）

別表					別表				
改正案					現行				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	保育士資格取得支援事業	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 <u>1人当たり</u> 300,000円 ・「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。）の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 <u>1人当たり</u> 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 <u>1人当たり</u> 200,000円 (2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり <u>7,000円</u>	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、 <u>旅費</u> 、 <u>需用費</u> 、 <u>消耗品費</u> 、 <u>燃料費</u> 、 <u>会議費</u> 、 <u>食糧費</u> 、 <u>印刷製本費</u> 、 <u>光熱水費</u> 、 <u>及び修繕料</u> 、 <u>役務費</u> 、 <u>(通信運搬費、広告料、手数料)</u> 、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2	直接補助事業	保育士資格取得支援事業	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 300,000円 ・「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。）の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 200,000円 (2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり <u>6,790円</u>	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、 <u>1人当たり</u> 上限 100,000円 (2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり <u>7,000円</u>							







<p>保育補助者 雇上強化事 業</p>	<p>1. <u>利用</u>定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額 <u>2,264,000</u>円 2. <u>利用</u>定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額 <u>4,528,000</u>円</p>	<p>保育補助者雇 上強化事業を 実施するため に必要な報 酬、給料、職員 手当等、賃金、 共済費、需用 費、役務費、委 託料、使用料 及び賃借料</p>	<p>3 / 4</p>
<p>若手保育士 や保育事業 者等への巡 回支援事業</p>	<p>1. 若手保育士への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000円 2. 保育事業者への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000円 3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000円</p>	<p>若手保育士や 保育事業者等 への巡回支援 事業を実施す るために必要 な報酬、給料、 職員手当等、 賃金、報償費、 共済費、旅費、 需用費（消耗 品費、印刷製 本費）、通信運 搬費、役務費、 委託料、使用 料及び備品購 入費</p>	<p>1 / 2</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>保育補助者 雇上強化事 業</p>	<p>1. 定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額 <u>2,258,000</u>円 2. 定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額 <u>4,516,000</u>円</p>	<p>保育補助者雇 上強化事業を 実施するため に必要な報 酬、給料、職員 手当等、賃金、 共済費、需用 費、役務費、委 託料、使用料 及び賃借料</p>	<p>3 / 4</p>
<p>若手保育士 や保育事業 者等への巡 回支援事業</p>	<p>1. 若手保育士への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000円 2. 保育事業者への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000円 3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000円</p>	<p>若手保育士や 保育事業者等 への巡回支援 事業を実施す るために必要 な報酬、給料、 職員手当等、 賃金、報償費、 共済費、旅費、 需用費（消耗 品費、印刷製 本費）、通信運 搬費、役務費、 委託料、使用 料及び備品購 入費</p>	<p>1 / 2</p>
<p>保育士等の キャリアア ップ構築の ための人材 交流等支援 事業</p>	<p>1. 保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1人1人当たり 6,790円 ②調整費 1人当たり 4,000円 2. 指定保育士養成施設の学生の保育実習 受け入れ ①実習受入費 1人当たり 10,000円 ②調整費 1人当たり 4,000円</p>	<p>保育士等のキ ャリアアップ 構築のための 人材交流等支 援事業を実施 するために必 要な報酬、給 料、職員手当 等、賃金、報償 費、共済費、旅</p>	<p><u>3 / 4</u></p>





















	認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1 指定都市、中核市当たり年額 354,000 円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1 指定都市、中核市当たり年額 354,000 円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1 / 3
	保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、 <u>熱中症対策事業</u> 、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。)	(1) 基本改善事業 1 事業当たり 7,200,000 円 (2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、 <u>熱中症対策事業</u> 、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業 1 事業当たり 1,029,000 円	保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、 <u>熱中症対策事業</u> 、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。)	(1) 基本改善事業 1 事業当たり 7,200,000 円 (2) 環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、 <u>熱中症対策事業</u> 、病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業 1 事業当たり 1,029,000 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く)、備品購入費	1 / 3
	保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課	(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1 施設当たり 32,000,000 円	保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課	(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1 施設当たり 32,000,000 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、	1 / 2

	後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)		需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	1 / 2		
	保育所等の質の確保・向上のための取組強化の取組強化事業	1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1 回当たり 302,000 円 2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員 1 人当たり 年額 4,062,000 円	保育所等の質の確保・向上のための取組強化の取組強化事業	1 / 2	1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1 回当たり 302,000 円 2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員 1 人当たり 年額 4,062,000 円	需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、委託料)、使用料、賃借料、備品購入費

	保育施設・事業の届出促進事業	1 自治体当たり年額 40,000,000 円	保育施設・事業の届出促進事業を実施するために必要なシステム開発費、システム構築費、システム改修費、設備購入費、リース料、工事費、通信費、備品購入費、賃金、謝金、旅費、委託費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(保守料、通信運搬費、広告料、手数料)、使用料、賃借料	3 / 4
保育施設・事業の届出促進事業	放課後居場所緊急対策事業	1 か所当たり年額 <u>998,000</u> 円 ・開設準備経費(改修費等) 500,000 円追加 ※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、1か所当たり年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	保育施設・事業の届出促進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、賃借料	1 / 3
	放課後居場所緊急対策事業	1 か所当たり年額 <u>1,021,000</u> 円 ・開設準備経費(改修費等) 500,000 円追加 ※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、1か所当たり年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	放課後居場所緊急対策事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、賃借料	3 / 4
放課後居場所緊急対策事業	放課後居場所緊急対策事業	1 か所当たり年額 <u>998,000</u> 円 ・開設準備経費(改修費等) 500,000 円追加 ※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、1か所当たり年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	放課後居場所緊急対策事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、賃借料	1 / 3







